

日本会社のタイペイ エクスチェンジ(Taipei Exchange, TPEX)の 上場・興櫃(エマージング)登録に係る質問集

■ 発行会社

1. 日本会社が台湾の証券取引法を適用することにより、設立登記国(日本)の強行法規に抵触する場合でも、台湾 TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録することが可能であるか。

説明:

台湾の証券取引法(以下「証券取引法」)第 165 条の 1 の規定によると、外国発行者が台湾の TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録する際には、台湾の証券取引法の関連規定が適用される。また、TPEX の「外国有価証券タイプ エクスチェンジ売買審査準則」(以下、「外国証券タイプ エクスチェンジ売買審査準則」)第 4 条及び「証券会社営業所興櫃株式売買審査準則」(以下、「興櫃株式売買審査準則」)第 7 条の規定によると、上記の証券取引法の規定が設立登記国の強行法規に抵触する場合、主務機関が公告した当該登記国の外国発行者には適用しなくてもよいという特定の項目でない限り、台湾の証券取引法を適用しなければならない。よって、日本会社が台湾 TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録を申請するに当たっては、上述の規定に適合する必要がある。

2. 日本会社が台湾 TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録する際に、専門案件として証券取引法の一部規定の適用免除を申請する方法について、具体的にどのような方法があるか。

説明:

台湾 TPEX の「外国有価証券タイプ エクスチェンジ売買の審査作業手続」(以下、「外国証券タイプ エクスチェンジ売買審査手続」)第 3 条の 1、「興櫃株式売買審査準則」第 16 条の 1 の規定によると、日本会社が台湾 TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録する際に、台湾証券取引法第 165 条の 1 に基づき台湾の証券取引法を適用することにより、日本法令に抵触する恐れがある、もしくは台湾法令の適用において明らかに支障がある場合、一番最初に上場を申請する日本会社は、TPEX へ証券取引の準用免除を申請することが必要である。当該申請は TPEX の審査を経て主務機関(金融監督管理委員会、以下「金管会」)へ回付される。金管会の審査を通過した場合、金管会により登記国が日本である外国会社への適用が免除される証券取引法の特定項目範囲が公告される。

日本会社として一番目に上場を申請した日本会社(Auto Server Co., Ltd., 株式銘柄:5266、

F*AS と略称する。)は、台湾証券取引法の一部規定の適用免除について、申請書を提出している。当該会社の専門案件許可申請書と必要書類を TPEX が受理し、審査意見書を金管会へ提出した後、金管会は 2013 年 11 月 6 日に金管証発字第 1020040173 号通達を発行し、台湾 TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録を申請する日本会社に台湾証券取引法及び関連法令の一部規定の準用が免除されることとなった。Auto Server は TPEX からの金管会の回答に基づき、TPEX でのプライマリー上場を申請し、プライマリー上場の申請要件に適合することとなった。

加えて、将来、他の日本会社が台湾 TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録を申請する場合、これらの会社も TPEX へ申請書を提出する必要がある。TPEX は、以下の処理原則に基づき取扱う。

- (1) 台湾証券取引法の適用免除を申請した項目が、登記国が日本である外国会社の台湾証券取引法の適用免除項目である場合、TPEX の判断により、金管会へ審査意見書を提出せずに、申請を受理した日本会社へ直ちに回答することができる。
- (2) 日本の法令の変更により、台湾証券取引法の準用が免除される項目と、金管会が公告した免除の内容に差異が生じた場合、TPEX は金管会へ審査意見書を提出し、金管会により登記国が日本である外国会社の証券取引法の適用免除項目が公告された上で、当該公告に基づき日本会社へ回答する。

3. 現時点で金管会が公表した通達により、登記国が日本である外国会社について、証券取引法の適用免除が可能である項目は何か。

説明:

金管会の 2013 年 11 月 6 日付金管証発字第 1020040173 号通達によると、台湾証券取引法第 165 条の 1 に規定する TWSE・TPEX 上場又は興櫃(エマージング)外国会社は登記国が日本である場合、以下規定の適用を免除する。

- (1) 証券取引法第 14 条の 2 の第 3 項、第 14 条の 4、第 14 条の 5、第 26 条の 3 の第 5 項、第 6 項及び第 36 条第 8 項の規定
- (2) 公開発行会社独立取締役の設置及び遵守事項細則第 2 条第 2 項及び第 5 条の規定
- (3) 公開発行会社株式事務処理準則第 44 条の 3 の第 2 項及び第 48 条の規定

登記国が日本である外国会社は、台湾証券取引法等関連法令における期間又は期日について

て名義書換停止期間の開始日を計算の基礎とする場合、登記国の法令に指定する定期株主総会、臨時株主総会の開催又は配当或いはその他利益の分配の基準日を計算の基礎とすることができる。

4. 日本会社が台湾 TPEX で上場又は興櫃登録する際に、株主権益保護に係る重要な事項を会社の定款に記載することができない場合、どのような対応方法を採用すべきであるか。

説明:

外国会社が台湾 TPEX で上場又は興櫃登録する際に、株主権益保護に係る重要な事項に関する方法としては、台湾の会社法及び証券取引法の重要な規定を参照し定められた「外国発行者登録地株主権益保護事項検査表」(以下、「株主権益保護事項検査表」)を利用し、台湾の弁護士が、株主権益保護に係る重要な項目について外国会社の登記国の会社法等関連規定と項目ごとに比較し、意見書を提出することができる。外国会社は、登記国の会社法等関連規定に抵触しないという前提の下で、株主権益保護に関する重要な事項を会社の定款又は内部規程に明記する必要があるとされている。

TPEX の「外国証券タイプ エクステンジ売買審査準則」第 4 条、「興櫃株式売買審査準則」第 7 条の規定によると、株主権益保護に係る重要な事項が日本法令の強行法規に抵触した場合には、公開説明書に重大な差異がある事項を記載する必要がある。また、日本法令の強行法規に抵触していない場合には、会社の定款又は内部規程に明記する必要がある。株主権益保護に係る重要な事項を内部規程に定める会社は、定款において当該事項は別途の内部規程に準拠するという文言を記載する。当該内部規程の作成及び修正は、定款の修正手続と同様とする。

台湾 TPEX で上場した一社目の日本会社 Auto Server Co., Ltd.(株式銘柄:5266、F*AS と略称する)を例とすると、日本の弁護士に求めた意見書では、日本会社法第 29 条の規定により、日本会社の定款は日本会社法のいかなる規定をも違反することができないとされている。「株主権益保護事項検査表」に列挙されている規定と日本会社法の規定との間に差異があるものについては、当該差異が日本会社法または関連解釈の規定により定款の記載によって変更することができる場合、もしくは日本会社法に関連規定はないが、実務上、会社定款に明記することができる場合は、会社定款に記載することで対応する方法が考えられる。但し、「株主権益保護事項検査表」に列挙している規定が日本会社法に違反していないが、日本会社法または実務上、

会社法の関連規定に規定がないものは、上場に関する内部規程で定めることが可能である。自己株式、新株発行、新株予約権、株主総会、取締役、独立取締役、監査役、取締役会及び報酬委員会等の事項は会社定款に定めるべきである。定めていない場合は、上場に関する内部規程に基づき取扱う。上場に関する内部規程の作成、修正手続は会社の定款に係る手続と一致する必要がある。TPExの「外国証券タイプ エクスチェンジ売買審査準則」第4条の規定に適合するために、両者ともに株主総会の特別会議の承認を受けなければならない。

5. 日本会社が台湾 TPEx で上場又は興櫃登録する際に、株主訴訟の管轄裁判所に関してどのような規定があるか。

説明:

TPEx の「外国証券タイプ エクスチェンジ売買審査準則」第 4 条、「興櫃株式売買審査準則」第 7 条の規定によると、外国会社は TPEx でのプライマリー上場又は興櫃登録する際に、株主権益保護に係る重要な事項について会社定款又は内部規程へ記載する必要がある。権益保護事項には以下の株主訴訟形態について、台北地方裁判所を訴訟管轄裁判所とすることができる旨を含む。例えば、株主総会招集手続もしくは決議方法が法令又は定款に違反することを理由として株主が裁判所に決議の撤回を申し立てる(台湾会社法第 189 条参照)、業務執行において会社へ重大な損害を与える行為、又は法令・定款に違反する重大な行為を下取締役の解任を株主が裁判所に申立てる(台湾会社法第 200 条参照)、株主の要請により監査役が会社のために取締役に対して訴訟を提起する(台湾会社法第 200、214、227 条参照)等の株主訴訟形態である。

日本会社にとって、日本の会社法には株主総会の決議の撤回に係る訴訟(日本会社法第 834 条第 17 号)、役員責任の追求に係る訴訟(日本会社法第 847 条)、役員解任に係る訴訟(日本会社法第 854 条)について、本店(本社)所在地の裁判所が管轄するという規定がある。日本会社法のこれらの法令に基づき、上記の事項は日本会社の本社所在地の裁判所の所管であるとし、台湾の裁判所は訴訟管轄権を有しないとされている。ゆえに、日本の会社の定款の中に、「日本法律で強行法規がない限り、株主権益に係る訴訟は台湾台北地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする」という規定を定め、強行法規以外は台北地方裁判所を訴訟管轄裁判所にする旨を定める必要がある。

台湾 TPEx で上場した一社目の日本会社 Auto Server Co., Ltd.を例とすると、その会社の定款には、「台湾 TPEx で上場している期間中に、日本会社法の強行法規がない限り、当社は株主が台北地方裁判所で提起した会社関連の訴訟を認めることとする。」という文言が追加されている。

6. 日本会社が台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録する場合には、取締役の賠償責任保険をかける必要があるか。

説明:

TPEx の「外国証券タイプ エクスチェンジ売買審査準則」第 4 条及び「興櫃株式売買審査準則」第 7 条の規定によると、「申請会社が登記された国の法令に株主権益保護に係る重要な事項が裁判所の専属管轄に属するという強行法規が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を除外し、また中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、会社役員の賠償責任保険(D&O 保険)に加入し、また上場期間内及び興櫃登録期間内において当該保険に引続き加入する必要がある。」。

そのため、日本会社が直接台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録する場合、前述の通り、日本会社法には株主権益保護に関する事項が裁判所の専属管轄に属するという強行法規があるため、日本会社は会社役員の賠償責任保険(D&O 保険)に加入し、また上場期間内及び興櫃登録期間内において当該保険に引続き加入する必要がある。

7. 日本会社が台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録を申請する場合、台湾で戸籍を有する取締役について、どのような規定があるか。

説明:

TPEx の「外国証券タイプ エクスチェンジ売買審査準則」第 14 条の規定によると、「申請会社の取締役会には少なくとも5席を設ける必要がある。そのうち、独立取締役の席は2席を下回らず、少なくとも1名の独立取締役が中華民国国籍を有する必要がある。但し、申請会社が登記された国の法令に、株主権益保護に係る重要な事項は裁判所が専属で管轄するという強行法規が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を除外し、また中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、中華民国において戸籍を有する取締役(独

立取締役を含む)は少なくとも2名以上でなければならない。」とされている。

また、TPEx の「興櫃株式売買審査準則」第 7 条の規定によると、「登記された国の法令に、株主権益保護に係る重要な事項は裁判所が専属で管轄するという強行法規が明文で定められており、中華民国裁判所の管轄権を除外し、また中華民国裁判所の管轄権を会社の定款に規定していない場合には、中華民国において戸籍を有する取締役は少なくとも2名以上でなければならない。」とされている。

前述の規定によれば、日本会社が台湾 TPEx でプライマリー上場を申請する場合、中華民国において戸籍を有する取締役(独立取締役を含む)は少なくとも2名以上でなければならない。そのうち、少なくとも 1 名は独立取締役でなければならず、残りの1名は独立取締役もしくは一般取締役のいずれでも可能である。また、日本会社が台湾 TPEx で興櫃登録を申請する場合、中華民国において戸籍を有する取締役は少なくとも2名以上でなければならない。

8. 日本会社が台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録した場合、株主総会の開催通知、公告による株式配当と配当金の分配金額又は権利の分配内容、並びに株主総会議案書が入力された電子ファイルの申告期限について、どのような規定があるか。

説明:

現行の規定では、台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録を申請する外国会社は、会計年度の終了後 6 ヶ月以内に株主総会を開催し、株主総会の召集は、30 日前までに各株主へ通知する必要がある。但し、外国発行者が登記国の法令規定により株主総会の開催の 30 日前までに、通知することができない場合、遅くとも 21 日前までに各株主への通知をしなければならない。

日本会社は、会計年度終了後3カ月以内に株主総会を開催する必要がある。株主総会の開催日程が台湾より差し迫っているため、開会の 30 日前までに通知書を発送することが困難である。したがって、30 日の代わりに、前述の規定の通り、遅くとも 21 日前までに株主への通知を行う。また、上記の登記国(日本を含む)の株主総会の召集手続が台湾より差し迫っており、株主総会開催の 30 日前までに召集通知書を発送することができない日本会社に対しては、関連事項の主務機関への申告期限を以下の通り調整する。

- (1) 日本会社は TPEx が規定する召集通知書の最終発送日(株主総会開会前の 21 日)の

10 日前に株式利息、配当金の支払金額又は権利の分配内容を追加で公告することができる。

- (2) 日本会社はTPExが規定する召集通知書の最終発送日(株主総会開会前の21日)までに、株主総会の開催通知書、委託書用紙、承認議案、検討議案、取締役、監査役の選任・解任事項等の各種議案の事由及び説明資料の電子ファイルを申告し、並びに株主総会の召集通知書の発送日に株主総会議案書及び会議補足資料が入力された電子ファイルを申告することができる。

投資者

1. 日本会社が台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録を申請する場合は、「プロフォーマベース株主制度」を採用する必要があるが、その主な理由は何か。

説明:

日本会社が台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録を申請する場合は、「プロフォーマベース株主制度」を採用必要がある。それは主に、日本会社が法令に基づき株主名簿を作成することが義務付けられる(日本会社法第121条)ためである。法律上、記載が必要とされる事項は(1)株主氏名、住所 (2)株主が所有する持株の種類及び株数、(3)株主の株式取得日(日本会社法第121条)等である。日本会社法第130条第1項及び133条の規定により、株式譲渡の際に、株式の移転について、会社及び第三者への対抗力を有するために、株主名簿に登録されている元株主(譲渡者)及び株式取得者(譲受者)は会社に株主名簿の記載の変更を共同で要請する必要がある。

台湾証券市場の取引制度では、株式の売却時に取引が成立した売却者及び買受者が誰であるかを明確に示すことができないため、実務上、株式の売却者と買受者は共同で日本会社へ株主名簿の記載変更を共同で要請することができず、株主名簿においては台湾の投資者間の株式売買の状況を反映することができない。これは日本会社法における株主名簿作成の義務に違反している。一方、日本会社が日本国内の証券取引市場で上場した場合、その株主名簿の作成方法は、日本証券取引関連法令の特別規定が適用され、日本会社法の上記の規定は適用されない。

前述の問題を解決するため、日本会社が台湾 TPEx でプライマリー上場又は興櫃登録する際には国際的な慣例を参考にし、日本株主名簿の中に「プロフォーマベース株主」を設置し、株主発行の名義所有者とするほか、「台湾集中保管結算所」(証券保管代行会社)をプロフォーマベース株主、即ち、台湾投資者が所有する台湾証券取引市場にて流通されている株式の名義上の所有者とする。この制度により、台湾投資者が台湾証券取引市場で日本会社の株式を取得しても、日本株主名簿上のプロフォーマベース株主が所有する株式へ影響を与えず、上記の問題(日本会社の株主名簿の記載変更が必要となること)を解決することができる。

2. 投資家が「第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関する特別な注意事項」へ署名する必要があるとされているが、その関連規定は何か。

説明:

TPEX の 2013 年 12 月 24 日付証櫃審字第 10201017891 号通達によると、投資家に注意を喚起するために、台湾証券市場の投資家が初めて日本会社の株式を取得する際には事前に「第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関する特別な注意事項」へ署名する必要がある。詳細について以下の通り説明する。

- (1) 署名すべき者: 専門機構である投資家は「興櫃株式リスク予告書」及び「外国企業が台湾 TPEX で上場した証券リスク予告書」への署名を免除するという現行の規定がある一方、日本会社の「プロフォーマベース株主制度」の関連事項への理解・合意を得るために、台湾証券市場のすべての投資家(専門機構投資家を含む)が日本会社の株式の取得前に「第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関する特別な注意事項」へ署名する必要がある。
- (2) 「初回取得」の定義: 台湾証券市場の投資家による日本会社の株式の「初回取得」とは、増資株式の公開引受作業における初回引受、もしくは台湾証券取引市場での初回購入を指す。初回取得の際には、上記の「第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関する特別な注意事項」へ署名することが必要である。上記の増資株式の公開引受作業における初回引受は、「公開購入申込」及び「購入価格意向調査による販売」を含む。係争を避けるために、投資家が公開購入申込(抽選)に参加する場合、抽選後ではなく、事前に「第一上場及び興櫃登録の日本会社株式への投資に関する特別な注意事項」へ署名する必要がある。
- (3) 投資家の署名方法: 書面のほかに、電子署名で行う方法も認められる。

3. 日本会社の配当金の分配基礎について、台湾の関連規定と何か相違点があるか。

説明:

日本会社の配当金の分配は、台湾の主務機関が認める国際財務報告基準(IFRS)に基づき作成した連結財務報告ではなく、日本会計基準(JGAAP)に基づき単体財務報告を基礎としている。

また、日本会社法では、新株発行の方法で株式配当を分配することが認められない。類似の効果が必要な場合、日本会社は既存株主に対し、株金を払込む必要がない新株を発行する

(日本会社法第 185 条)、又は利益剰余金から資本金へ振替えて株式分割を行うという方法を選択することができるが、台湾では株式分割等の関連規定はないため、台湾 TPEX でプライマリー上場又は興櫃登録した日本会社の配当は、現金配当しかない。

4. 投資家が台湾 TPEX で上場した日本会社と一般の上場会社との重要な差異事項を調べる場合、どのような方法があるか。

説明:

現在、「公開資訊觀測站(公開情報觀察ウェブサイト)」(<http://mops.twse.com.tw>)の「外国企業第一上市櫃專區(外国企業プライマリー上場)」において、台湾 TPEX でプライマリー上場した日本会社と一般上場会社との重要な差異事項が開示されている。差異事項には、株主権益保護に係る重要な事項、株式事務作業及び配当金分配基礎等が含まれている。

台湾 TPEX で上場した一社目の日本会社 Auto Server Co., Ltd.を例とすれば、その差異事項を調べたい場合は、「公開資訊觀測站(公開情報觀察ウェブサイト)」の個別株式(銘柄コード: 5266、F*AS と略称する)の基本資料から「外国企業第一上市櫃專區(外国企業プライマリー上場)」へ進み、重要な差異事項を調べる事が可能である。

また、TPEX のウェブサイトの「外国企業第一上市櫃專區(外国企業プライマリー上場)」においても、重要な差異事項及び説明資料が掲載されている。

なお、金融管理委員会及びTPEXの要求に応じ、Auto Serverは投資家の投資決定の参考のために、上場公開説明書、上場引受販売公告、引受購入書等において、重要な差異事項を十分に開示する必要がある。